



令和2年9月1日（火）
午前8：30 解禁

令和2年8月31日（月）

【照会先（最低賃金）】

神奈川労働局 労働基準部 賃金室

室長 大屋 季之 専門監督官 古屋 強

（電話） 045(211)7354

【照会先（業務改善助成金）】

神奈川労働局 雇用環境・均等部 企画課

課長 安部 昭彦 課長補佐 児玉 満

（電話） 045(211)7357

報道関係者 各位

令和2年度「神奈川県最低賃金」が改正決定されました

- 1円引上げ 時間額1,012円に —
- 業務改善助成金の活用を —

神奈川労働局長（局長 園田 宝）は、令和2年8月21日（金）、下記のとおり「神奈川県最低賃金」について時間額1,012円（引上げ額1円）とする改正決定を行い、本日（9月1日）官報公示しました。

これにより、神奈川県最低賃金は、令和2年10月1日から1,012円に引き上げられることとなります。

記

時間額	引上げ額 （対前年）	引上げ率 （対前年）	改正決定日 （官報公示日）	発効日
1,012円	1円	0.1%	令和2年9月1日	令和2年10月1日

- 神奈川県最低賃金は、神奈川県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。
- 今後、神奈川労働局では、改正後の神奈川県最低賃金について、県内の事業場に周知するとともに、履行確保を図っていくこととしています。
また、労働者にも広く周知していくこととしています。
- 神奈川働き方改革推進支援センターでは、賃金引上げに活用できる業務改善助成金のほか、各種支援制度や助成金等「働き方改革」に関する様々な相談に総合的に対応し支援します。
お問合せやご相談は、「神奈川働き方改革推進支援センター」まで。
電話：0120-910-090 メール hatarakikata@mb.langate.co.jp